

【別紙】

介護予防・地域支え合い事業実施要綱
新旧対照表

改正前(旧)

(別紙)

介護予防・地域支え合い事業実施要綱

1 目的
 介護予防・地域支え合い事業は、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容
 別記のとおり。

3 実施方法

(1) 介護予防・生活支援サービスについては、市町村が、高齢者の需要や生活実態に基づいて総合的な判断を行い、必要とされるサービスを提供していく一連の仕組みが必要となる。例えば、要介護認定調査に併せて、認定調査とは別に必要な調査を行い、その結果に基づいて、在宅介護支援センター等を活用し、総合的なサービス計画を作成するなど、各市町村において、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが望まれる。

(2) 介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健及び福祉担当者などの関係者が密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行うことが重要である。市町村及び関係団体などにおいて全体的な調整を行う場として、基幹型在宅介護支援センターなどにおける「地域ケア会議」等を積極的に活用されたい。

改正後(新)

(別紙)

介護予防・地域支え合い事業実施要綱

(同 左)

改正前(旧)

(別記)

1 市町村事業

(1) 介護予防等事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者の介護予防と生きがいの増進並びに地域での社会参加を促進するとともに、要介護状態等になるおそれのある高齢者並びに家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、各種介護予防サービスを提供することにより、要介護状態等になることとの予防、自立生活の助長並びに社会的孤立感の解消を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運営

- ① 市町村は、在宅介護支援センターの機能を有効に活用し、本事業による効果が期待される者を早期に見出し、利用に結びつけることができるよう努めなければならない。
- ② 市町村は、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となつて本事業の運営に当たるものとする。
- ③ 市町村は、本事業の利用申請があったときは、本業に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。
- ④ 市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

- ⑤ 市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。
- ⑦ 市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

実施事業

(ア) 介護予防事業
高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

① 事業内容

- a 転倒骨折予防教室(寝たきり防止事業)
 - 転倒骨折予防教室の開催(生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等)
 - 生活環境・習慣の改善(転倒骨折予防ケアのための生活支援)
- b アクティビティ・痴呆介護教室
 - アクティビティサイバースの実施(音楽活動、絵画、書道、演劇等)
 - 痴呆介護教室の開催
- c IADL(日常生活関連動作)訓練事業
 - 自立支援教室の開催(炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室)
 - 生活環境・習慣の改善
- d 地域住民グループ支援事業
 - 住民の自主グループ活動育成支援(ボラン住民に対する場の確保等)
 - 地域住民による定期訪問活動

- e 足指・爪のケアに関する事業
 - 足指・爪ケア教室等の開催(高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、足指・爪

改正後(新)

(同左)

実施事業

(ア) 介護予防事業
高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

① 事業内容

- a 転倒骨折予防教室(寝たきり防止事業)
 - 転倒骨折予防教室の開催(生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等)
 - 生活環境・習慣の改善(転倒骨折予防ケアのための生活支援)
- b アクティビティ・認知症介護教室
 - アクティビティサイバースの実施(音楽活動、絵画、書道、演劇等)
 - 認知症介護教室の開催
- c IADL(日常生活関連動作)訓練事業
 - 自立支援教室の開催(炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室)
 - 生活環境・習慣の改善
- d 地域住民グループ支援事業
 - 住民の自主グループ活動育成支援(ボラン住民に対する場の確保等)
 - 地域住民による定期訪問活動

- e 足指・爪のケアに関する事業
 - 足指・爪ケア教室等の開催(高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、足指・爪

改正前(旧)

のケアの重要性と適切なケア方法の普及を図る教室等の開催)

○普及啓発パンフレット等の配布

f その他事業

効果的な介護予防サービス重点的な提供による、介護予防効果の実証に資する事業等であって、厚生労働大臣が適当と認める事業

② 事業実施に当たった際の留意点

本事業を指定痴呆対応型共同生活介護事業を実施する者に委託する場台については、事業に要する経費のうち、初年度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとす。整備費など公的な補助を受けた者は保健衛生施設整備費を除く。

(イ) 高齢者筋力向上トレーニング事業

① 実施方法

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動機能の低下の防止の観点から、負荷量の微調整が可能な高齢者向けに改良されたトレーニング機器(以下「高齢者向けトレーニング機器」という。)を使用し、運動機能の向上に資する包括的なトレーニングを行う。

② 利用対象者

おおむね60歳以上の在宅の高齢者であって、事業実施により効果が期待できるものとする。
なお、要支援者のほか、要介護1又は2の者も対象として差し支えないが、介護保険サービスの通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの利用者は、本事業の対象としない。

③ 事業内容

a 専門スタッフによるアセスメント
専門スタッフ(医師、理学療法士、健康運動指導士、保健師等)は、事業開始前に対象者の健康状態、生活習慣、体力などの個別状況を把握する。

b 個別運動プログラムの作成
専門スタッフは、対象者の特性にあわせて個別プログラムを作成する。
個別プログラムとは、体力測定等により初期評価を行った上で、対象者の筋力を高め、柔軟性とバランス能力を向

改正後(新)

のケアの重要性と適切なケア方法の普及を図る教室等の開催)

○普及啓発パンフレット等の配布

f その他事業

効果的な介護予防サービス重点的な提供による、介護予防効果の実証に資する事業等であって、厚生労働大臣が適当と認める事業

② 事業実施に当たった際の留意点

本事業を指定痴呆対応型共同生活介護事業を実施する者に委託する場台については、事業に要する経費のうち、初年度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとす。整備費など公的な補助を受けた者は保健衛生施設整備費を除く。

(同 左)

改正前(旧)

上させることを期待できる、包括的なトレーニングプログラムを言う。

(a) プログラム実施期間はおおむね3ヶ月程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定すること。

(b) プログラム内容
高齢者向けトレーニング機器を使用し、①トレーニングの基礎的な技能を修得する期間、②筋力を強化するトレーニングを行う期間、③生活動作の機能向上を目的としてトレーニングを行う期間等、一定の期間毎に一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。

c トレーニング効果等のフォローアップ
トレーニング期間の終了時に、参加状況、生活改善状況、トレーニングの効果測定等の評価を行うとともに、利用者が継続してトレーニングを行えるよう配慮する。

④ 事業実施に当たった際の留意点
a 市町村は、高齢者向けトレーニング機器を整備するとともに、専門スタッフに対して、筋力トレーニングの指導に必要な研修を行うものとする。

b 市町村は、関係団体および関係機関等と連携・調整し、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

c 専門スタッフによるアセスメントを行わない場合や、高齢者向けトレーニング機器を整備しないで運動施設等での事業は、本事業の対象とはならないで留意すること。

d 事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施するものとする。

e 事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。

(ウ) 高齢者食生活改善事業

① 事業目的

高齢者及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援することを目的とする。

② 事業内容

○ 高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必

改正後(新)

(同 左)

(同左)

要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善推進員、ボランティア等）に対する研修の実施

- 高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催
- 食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援
- 高齢者の生活上の留意点等に関する普及・啓発事業実施に当たつての留意点
- ③ 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

(エ) 運動指導事業

- ① 実施方法
生活習慣病予防のための運動指導を効果的に推進する。
- ② 利用対象者
40歳以上の者で基本健康診査や健康度評価等の結果から、運動指導を行うことにより、生活習慣病予防の効果が期待できると認められる者
- ③ 事業内容
 - 初期のアセスメント
指導担当者（医師、理学療法士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等）が対象者の健康状態、生活習慣、運動能力などを把握する。
 - 運動プログラムの作成
指導担当者は、対象者の特性にあわせて運動プログラムを作成する。
 - プログラムの内容は、ストレッチング、軽体操、ウォーキング、水中運動等の具体的な運動方法、運動開始時・終了時のセルフチェック方法等とする。
 - 運動指導
運動指導にあたっては、対象者が運動プログラムに従い適切に運動を行い、かつ継続できるよう指導する。実施回数、週1回程度、実施期間はおおむね2か月程度とする。
- ④ 記録の整備

改正前(旧)

対象者ごとに、指導内容、指導日付、担当者、運動の内容・強度等の記録簿を作成する。

⑤ 効果の評価
実施期間終了時に、参加状況、種々の健康評価項目、生活改善状況などを評価する。

⑥ 事業の実施場所
市町村保健センター等とす。必要に応じ、健康増進施設、老人保健施設等に委託できるものとする。

⑦ 事業実施に当たった際の留意点
○ 市町村は指導担当者に対して、生活習慣改善に必要な運動指導についての研修を、必要に応じて行うものとする。

○ 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

○ 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

○ 事業が安全に行われるよう、かかりつけ医等との連携の上で実施するものとする。

(オ) 生活管理指導事業
基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成り立たないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。

① 生活管理指導員派遣事業
日常生活に関する支援・指導(基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導)、家事に対する支援・指導、対人関係構築のための支援・指導(近隣住民との関係修復等)、関係機関等との連絡調整等を行う。

② 生活管理指導短期宿泊事業
養護老人ホーム、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)一、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

(カ) 「食」の自立支援事業
在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービス等の「食」に関するサービスを行う上で計画的・有機的に提供される事業。

改正後(新)

(同 左)

改正前(旧)

- ① 事業内容
- a 食関連サービスの利用調整
 対象者の心身の状況、その置かれていた環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービス等のほか、地域住民が主体となつた活動などの自立の観点から、食関連サービスの利用調整を行う。また、定期的（おおむね3か月～6か月程度）にサービスの実施状況、利用者の状態を確認し、必要に応じ、サービスの再調整を行う。
- b 配食サービスの実施
 aにより必要と認められた者に対し、配食サービスを実施する。
- (a) 実施方法
 調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。
- (b) 利用対象者
 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみのおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であつて、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると市町村が認めたものとする。
- (c) サービス提供に当たつての留意点
 ・ 実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。
 ・ 市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。
- ② 事業実施に当たつての留意点
 a 食関連サービスの利用調整については、その記録を独立したプランとして作成するのではなく、既存の居宅介護サービス計画（ケアプラン）又は介護予防プランに反映させる形で作成するものとする。
 b 市町村は、常にインフォマルサービスの含めた地域の社会資源を把握し、サービスの利用調整等に適切に反映で

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

きるよう努めるものとする。

改正後(新)

(同左)

c 平成17年10月以降の配食サービスの実施に当たり、食料費及び調理費相当分を利用者負担とすることが基本となるが、利用料の設定の際、低所得者への配慮をするものとする。

(キ) 「介護予防10カ年戦略」推進のための啓発等事業

① 目的

健康フロンティア戦略の中の「介護予防10カ年戦略」の推進及び平成18年度から実施予定の「総合的な介護予防システム」を円滑に導入し実施していくため、市町村が行う各種事業を重点的に支援することを目的とする。

② 実施主体

事業の実施主体は市町村(特別区を含む。以下同じ)とする。

市町村は、③a及び③cを除き、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業の一部又は全部を委託することができる。

③ 事業内容

市町村が「介護予防10カ年戦略」の推進及び介護保険制度改正後の施行を円滑に行うための各種事業

- a 「介護予防10カ年戦略」推進委員会等の設置及び運営。
- b 介護予防の重要性をはじめとした、介護保険制度改正に関する情報についての地域への広報啓発・普及活動等
- c 地域包括支援センターの設置に関する準備委員会等の設置及び運営。

④ 事業実施に当たっての留意点
備品購入費については補助対象外とする。

改正前(旧)

(2) 高齢者等の生活支援事業

ア 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し外出支援サービス等の事業を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運営

市町村は、本事業の運営に当たっては、1の(1)のEに準じて行うものとする。

オ 実施事業

(ア) 外出支援サービス事業

① 実施方法

- a 移送用車輛(リフト付車輛及びストレットチャージャー装着ワゴン車等)により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防等事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。
- b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行う。

② 利用対象者

- a おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。
- b おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

③ 事業実施にあたっての留意点

道路運送法(昭和26年法律第183号)等の法令等に

改正後(新)

(削除)

改正前(旧)

- ① 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
 - ① 実施方法
 - 寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う。
 - ② 利用対象者
 - おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難なものとす。
 - ③ 事業実施にあたっての留意点
 - 実施施設は利用者の健康等に十分配慮するとともに、衛生管理、排水管理等に十分配慮して実施すること。

(ウ) 軽度生活援助事業

- ① 実施方法
 - 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。
- ② 利用対象者
 - おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとす。
- ③ 事業内容
 - 外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助
 - 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
 - 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬入

- 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ
- 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等
- 家屋内の整理・整頓
- 朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
- 雪下ろし、除雪
- 台風時等自然災害への防備
- 健康管理に関する助言等
- 栄養管理に関する助言等
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

改正後(新)

(削除)

改正前(旧)

④ 事業実施にあたっての留意点

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、経験豊富で健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるように、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うこと。

(工) 住宅改修支援事業

① 実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用(住宅改修費)に関する助言を行う。

② 事業内容

○ 住宅の改良に関し、保健師、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居室を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況を踏まえて相談に応じ、助言。

○ 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。

○ 施工後の評価及び利用対象者に対する指導。

○ その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

③ 留意事項

介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター一級検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係わる理由書を作成した場合について、これを市町村の委託事業又は市町村助成事業として、本メニューの対象事業とすることができ。

なお、その場合の単価は、1件当たり2,000円とする。

(オ) 訪問理美容サービス事業

① 実施方法

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこ

改正後(新)

(6行削除)

(移 動)

(4行削除)

改正前(旧)

これらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なものとす。

③ 利用者負担

理美容料金については利用者負担とする。

(カ) 高齢者共同生活(グループリビング)支援事業

① 実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態(グループリビング)に対し、次の支援を行う。

a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整

b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

② 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者であつて、同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同で行うことができるもの。

③ 利用定員

5人から9人。

④ 事業実施にあつたての留意点

当該居住形態が5年以上続くと見込まれること。また居住者について、所有権の共有や賃借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

(キ) その他の事業

① 実施方法

(ア) から(カ)までに掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の介護予防・生活支援に資する事業であつて厚生労働大臣が適当と認めるものを行う。

② 事業実施に当たつての留意点

本事業を実施するに当たつては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

改正後(新)

(9行削除)

(移 動)

(9行削除)

改正前(旧)

改正後(新)

(2) 在宅介護支援事業

ア 事業の趣旨

在宅の要介護高齢者又は要介護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおそれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

イ 実施主体

実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、在宅介護支援センター運営事業を実施する者に事業の全部又は一部を委託することができる。

ウ 実施事業

(ア) 高齢者実態把握事業

地域の要介護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。

(イ) 介護予防プラン作成事業

要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように支援する。

改正前(旧)

- (3) 家族介護支援事業
- ア 事業の趣旨
 本事業は、高齢者(40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当するものを含む。以下この事業において同じ。)を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とするものである。
- イ 事業主体
 実施主体は、市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、本事業の一部を適切に事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるとする。
- ウ 運営
 市町村は、本事業の運営に当たっては、1の(1)の工に準じて行うものとする。
- エ 実施事業
- (ア) 家族介護教室
- ① 実施方法
 利用対象者に対し、介護方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。
- ② 利用対象者
 高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等
- ③ 事業実施に当たつての留意点
 a 家族介護者交流事業(元気回復事業)と一体的に実施することとする。
 b 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。
- (イ) 介護用品の支給
 ① 実施方法
 支給対象者に対して、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど)を支給する。
- ② 支給対象者
 要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

- ③ 事業実施に当たった際の留意点
 - a 支給額は、年額1人当たり上限75,000円とする。
ただし、対象者が家族介護者交流事業(元氣回復事業)のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限る、年額1人当たりの上限を100,000円とすることができるとする。
 - b 具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。ただし、現金(いわゆる償還払い方式を含む)でおむつ代等を支給することは不可とする。
- (ウ) 家族介護者交流事業(元氣回復事業)
 - ① 実施方法
利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元氣回復(リフレッシュ)を図る。
 - ② 利用対象者
高齢者を現に介護している家族
 - ③ 事業実施に当たった際の留意点
 - a 助成額は、年額1人当たり上限25,000円とする。
 - b 家族介護教室と一体的に実施することも可とする。
- (エ) 家族介護者ヘルパー受講支援事業
 - ① 実施方法
利用対象者が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員に関する省令(平成12年厚生省令第23号)に規定する訪問介護員研修2級又は3級課程を受講した場合に受講料の一部を助成する。
 - ② 利用対象者
高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族
 - ③ 事業実施に当たった際の留意点
 - a 助成額は、年額1人当たり上限30,000円とする。
 - b 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。
- (オ) 徘徊高齢者家族支援サービス事業
 - ① 実施方法
痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み(システム)を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の

改正後(新)

(同左)

- (オ) 徘徊高齢者家族支援サービス事業
 - ① 実施方法
認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み(システム)を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の

改正前(旧)

防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

- ② 利用対象者 徘徊の見られる痴呆性の高齢者を介護している家族
- ③ 事業実施に当たった際の留意点 利用者には、機器のリース料等の実費を負担するものとする。

(カ) 家族介護慰労事業

- ① 実施方法 支給対象者に対して、介護を行っていることとの慰労として金品(年額100,000円まで)を贈呈した場合に、これに要する経費を助成する。

- ② 支給対象者 要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって過去1年間介護サービス(年間1週間程度のシヨートサービスの利用を除く。)を受けなかったものを現に介護している家族。

③ 事業実施に当たった際の留意点

- a 要介護認定を受けていない高齢者については、市町村の判断で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には要介護認定と同じ方法を利用して、要介護4又は5に相当すると判断されるものを対象とする。
- b 家族が高齢者と同居していない場合であっても、隣地に居住している事実上同居に近い形で介護に当たっている場合などは、実情に応じて市町村が支給するかどうか判断するものとする。
- c 過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のシヨートサービスの利用を除く。)を受けなかった高齢者を介護する家族を支給対象者とすることから、支給を行う1年前に要介護4又は5に相当することが認められていることが必要である。したがって、市町村は、支給を行う1年前から順次対象予定者のリストアップを行った上で、それぞれの者について1年間のサービスの利用状況を見て支給を行うか否かの判断を行うものとする。

(キ) 痴呆性高齢者家族や介護する家族への支援事業

- 痴呆性高齢者を介護する家族への支援の充実を図る観点から、対象となる痴呆性高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手

改正後(新)

防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

- ② 利用対象者 徘徊の見られる認知症の高齢者を介護している家族
- ③ 事業実施に当たった際の留意点 利用者は、機器のリース料等の実費を負担するものとする。

(同 左)

(キ) 認知症高齢者家族や介護する家族への支援事業

- 認知症高齢者を介護する家族への支援の充実を図る観点から、対象となる認知症高齢者の近隣に居住する者、ボランティア等が認知症高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手を

改正前(旧)

(4) 在宅介護支援事業

ア 事業の趣旨

在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおそれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

イ 実施主体

実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、在宅介護支援センター運営事業を実施する者に事業の全部又は一部を委託することができる。

ウ 実施事業

(ア) 高齢者実態把握事業

地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。

(イ) 介護予防プラン作成事業

要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように支援する。

改正後(新)

(移動)

(2) 要援護高齢者(心身の状況が、日常生活において、著しい障害がある者)の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおそれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

改正前(旧)

改正後(新)

(4) 住宅改修支援事業

ア 実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用(住宅改修費)に関する助言を行う。

イ 事業内容

① 住宅の改良に関し、保健師、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居室を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。

② 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。

③ 施工後の評価及び利用対象者に対する指導。

④ その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

ウ 留意事項

介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター一検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係わる理由書を作成した場合について、これを市町村の委託事業又は市町村助成事業として、本メニューの対象事業とすることができる。

なお、その場合の単価は、1件当たり2,000円とする。

(5) 高齢者共同生活(グループリビング)支援事業

① 実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態(グループリビング)に対し、次の支援を行う。

- a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整
- b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

② 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者であって、同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同で行うことができるもの。

改正前(旧)

(5) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
 ア 事業内容
 本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちになり暮らし高年齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。
 イ 実施主体
 実施主体は市町村とする。ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるとする。
 ウ 実施方法
 ① 本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置するものとする。
 ② 推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。
 エ 利用対象者
 おおむね60歳以上の高齢者
 オ 事業内容
 ① 高齢者の社会活動についての広報活動等
 ② 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
 ③ スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体との連絡・調整
 ④ 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催
 ⑤ 高齢指導者(シニアリーダー)の活用事業
 ⑥ その他、本事業として適当と認められる事業
 カ 事業実施に当たったての留意点

改正後(新)

(6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
 (同左)

改正前(旧)

- ① 本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のものと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動の動きを元気な高齢者による配慮すること。
- ② 学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。
- ③ 本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

(6) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であったり費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

- (ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施
- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者、知的障害者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業
- (イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成
- ① 利用対象者

- 次のいずれにも該当する者
- a 介護保険サービス又は障害者福祉サービスの痴呆性高齢者、知的障害者
- b 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の

改正後(新)

(同 左)

(7) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、認知症高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であったり費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

- (ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施
- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者、知的障害者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業
- (イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成
- ① 利用対象者

- 次のいずれにも該当する者
- a 介護保険サービス又は障害者福祉サービスの認知症高齢者、知的障害者
- b 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の

改正前(旧)

審判)、第14条第1項(補助開始の審判)等に規定する審判の請求を行うことが必要と認められる者
 ○ 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者
 ② 助成対象経費
 成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部

(7) 緊急通報体制等整備事業

ア 実施方法

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

(ア) 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動
 (イ) 近隣住民、ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置を執ることができている者(協力員)の確保(登録等)

(ウ) その他、緊急時の連絡体制整備に資する事業
 なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあつては、利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

イ 利用対象者

おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者

ウ 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器等とする。

エ 事業実施にあつての留意点

緊急時の救護等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

(8) 高齢者住宅等安心確保事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施

改正後(新)

審判)、第14条第1項(補助開始の審判)等に規定する審判の請求を行うことが必要と認められる者
 ○ 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者
 ② 助成対象経費
 成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部

(24行削除)

(同左)

改正前(旧)

施すための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ウ 実施方法

地域の状況に応じて、地域の資源や他事業の活用を図るとともに、以下の(ア)～(ウ)の事業を行う。

(ア) 高齢者住宅等安心確保計画の策定

① 高齢者の安否確認や生活相談等の支援を適切に行うための基本となる計画づくりを行う。

② 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

a 当該市町村の区域における安否確認や生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業の量の見込み

b 生活援助員のほか、民生委員、老人クラブ、市町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の訪問活動に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

c 地域の関係機関との連携の確保に関する事項

d その他本事業の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

(イ) 高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置
生活援助員等の訪問活動に従事する者や市町村等からなる協議会を設置し、地域の関係機関の連携体制の整備を行う。

また、本要綱中(7)緊急通報体制等整備事業における協力員等との連携に十分配慮すること。

(ウ) 生活援助員の派遣

(ア) の計画に基づき、高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）や高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）による高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等を対象に、安否確認や生活相談等を行う生活援助員を派遣することができる。

なお、生活援助員の派遣については、(ア)及び(イ)を踏まえ、必要性が認められる範囲で行うものとする。

① 生活援助員の行うサービスの内容

生活援助員の行うサービスは、次に掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

改正後(新)

(同 左)

(2 行削除)

(同 左)

改正前(旧)

- a 生活指導・相談
 - b 安否の確認
 - c 一時的な家事援助
 - d 緊急時の対応
 - e 関係機関等との連絡
 - f その他日常生活上必要な援助
- ② 生活援助員の身分生活援助員は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であって市町村が適当と認めたとする。
- ③ 生活援助員の研修生活援助員に対し、採用時及びその後適宜、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施するものとする。
- ④ 関連事業との連携市町村は、生活援助員の派遣に当たり、必要に応じ、訪問介護員の派遣、通所介護事業等を活用するなど高齢者に係る保健医療及び福祉の増進に関する諸事業との連携を図るものとする。
- エ 事業実施に当たつての留意点
- (ア) 市町村は、生活援助員の派遣に要する費用について入居者負担額を定め、入居者の負担能力に応じて、これを徴収することができるとする。
- (イ) 本事業の実施に当たっては、原則として、ウの(ア)及び(イ)の事業の実施を必須とする。

- (9) 寝たきり予防策事業 (寝たきり予防対策普及啓発事業)
- ア 事業の趣旨
- 高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業を始めとする各種施策をより効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、「寝たきりゼロへの10か条」の広報など積極的な普及啓発活動を行うことにより、寝たきり予防策の一層の推進を図るものである。
- イ 事業内容
- 市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。
- (ア) 市町村の実情を十分把握し、寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

- (イ) 寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他の広報媒体を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
- (ウ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会、シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきり予防推進対策の普及啓発
- (エ) その他寝たきり予防対策の推進に必要な普及・啓発事業
- ウ 委員会の設置
- (ア) 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、歯科医師会、地域住民組織、老人クラブ等の代表者、保健師、看護師その他の本事業の推進に必要な者を構成員とする「寝たきり予防推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- (イ) 委員会は、市町村に對しに掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。
- (ウ) 委員会は、本事業の推進を図るため、年4回程度開催するものとする。
- エ 事業実施に当たつての留意点
- 事業の実施に当たっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体等との連携を図るものとする。

(10) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

- ア 事業内容
 - この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができ、地域社会の形成を促進するため、市町村がそれぞれ地域の特性に応じて、公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に對するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に對して広く普及啓発を図ることとする。
 - イ まちづくりにおける基本的考え方
 - (ア) 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。
 - (イ) 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受する

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

- ために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏のなかに総合的に備わっているものであること。
- (ウ) 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。
- (エ) 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参加が図られるものであること。
- (オ) 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施するものであること。
- ウ 基本計画の策定主体は、市町村とする。
- エ 基本計画の策定内容は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけでなく、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについて行うことを基本とし、ありわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含め得るための現総合的な視点に立って行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。
- オ なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画(面的施設整備計画)づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目的等に照らし必要な事項について行うものとする。
- (ア) 計画の背景及び目的
- (イ) 計画の地域及び期間
- (ウ) 計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し
- (エ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現状
- (オ) 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標
- (カ) 整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画(事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策)
- (キ) 整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保

改正後(新)

(同 左)

改正前(旧)

- 福祉に係る事業の実施計画
 (ク) 整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関する
 こと
 (ケ) (カ)～(ク)における公民の役割分担及び連携の考え方
 (コ) 民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合において
 (サ) は、その具体的な内容
 の他
 オ 基本計画策定上の留意事項
 基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を
 図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福
 祉、建築の関係者等をその構成員とする委員会を設置や地域住
 民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するととも
 に、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。
 カ 広報啓発活動
 本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方にに基づい
 て、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の
 普及促進を一層図ることを目的とし、おおむね次の事項など計
 画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発をすること。
 (ア) イベント開催等広報啓発に関すること。
 (イ) パンフレット、ビデオ作成等啓発資料作成に関すること。

(11) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

- ア 事業の趣旨
 介護予防・生活支援サービスにおける取組みを支援し、サー
 ビスの充実・強化を図ることにより、地域における高齢者支援
 の体制整備等を図ることを目的とする。
 イ 実施主体
 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。
 この場合において市町村は、適切な事業運営が確保できると認
 められる市区町村社会福祉協議会等に事業を委託することがで
 きるものとする。
 ウ 事業内容
 (ア) サービス把握
 地域における高齢者の介護予防・生活支援サービスに関す
 るサービスを把握する。
 (イ) 研修
 把握された高齢者の新たなニーズに対応できる介護予防・

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

- 生活支援サービスに関する研修を実施する。
- (ウ) 評価・改善指導
介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価を行うとともに、活動上の問題点や課題等について、助言・提言による指導を行う。
- (エ) ネットワーク形成
介護予防・生活支援サービスを行う団体が必要とする協力関係を構築できるよう、関係団体間の連絡会議の開催等によりネットワークの形成を図る。
- (オ) 高齢者等に対する身近な相談支援体制の確立
高齢者等が気軽に来所できる場所に相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じ、その問題の解決に努める。
- (カ) その他、本事業として適当と認められる事業
- エ 事業実施にあたっての留意点
(ア) 介護予防・生活支援サービスを行う団体の活動に関する評価を開催して行うこと。
- (イ) 高齢者のニーズに関する情報やネットワーク等に関する情報を適宜都道府県や市町村へ提供すること。
- (ウ) (オ)の事業については、特に以下の点に留意すること。
① 相談に当たった者は、高齢者等に身近な存在である民生委員、高齢者等の支援に熱意のあるボランティア等とし、相談の内容や地域の実情に応じて社会福祉の専門家等を加えること。
- ② 相談は、無料とすること。
- ③ あらゆる相談に対応すること。
- ④ 在宅介護支援センター等の公的相談機関と常に連携を密にし、問題解決が困難なケースについては当該機関へ連絡を行うなど適切に対応すること。
- ⑤ 相談に当たった者は、相談者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(12) 痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業
ア 事業の趣旨

痴呆性高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになるためには、痴呆に対する家族や地域住民の

改正後(新)

(同 左)

(12) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業
ア 事業の趣旨

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになるためには、認知症に対する家族や地域住民

改正前(旧)

偏見・無理解を取り除き、更には見守りや支援の体制を作る
ことが重要である。
このため、在宅介護支援センターや地域の多彩な協力団体が
参画し、痴呆性高齢者とその家族に対するきめ細かな対応と継
続的なアフターケアを行うための「痴呆にやさしい地域づく
りネットワーク」を構築することを目的とする。

イ 実施主体
実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するもの
とする。この場合において、市町村は、在宅介護支援センタ
ー運営事業を実施する者に事業の全部又は一部を委託するこ
とができる。

ウ 事業内容

(ア) 運営委員会等ネットワーク体制の整備

① 運営委員会の設置

市町村は、保健福祉担当課、在宅介護支援センターのほ
か、地域の实情に応じて、市町村の関係課、保健所・保健セ
ンター、社会福祉協議会、保健福祉施設、医療機関、居宅介
護支援事業所、警察・消防、民生委員、家族会、住民自治組
織、郵便局、鉄道・バス・タクシー等の交通関係、ガソリン
スタンド、商店、報道機関など、地域の関係者の参加を求
め、ネットワークを作るための運営委員会等を設置するこ
と。

② 運営委員会の開催

運営委員会においては、次の「(イ) ネットワーク活動」
に示す事業を展開していくための具体的な検討を行うととも
に、ネットワークの見直しや拡大等を図るため、適宜、会議
を開催すること。

(イ) ネットワーク活動

① 地域住民への広報・啓発活動

家族や住民に対して痴呆性高齢者に関する正しい理解のた
めの広報・啓発を行うことにより、痴呆にやさしい地域を作
る。

(例) ・ パンフレット等の作成・配布

・ 痴呆性高齢者等の家族に対する説明会、相談会の
開催

・ 一般住民向けの説明会の開催等

② 徘徊高齢者の捜索活動への協力、保護・引き取りにおける

改正後(新)

偏見・無理解を取り除き、更には見守りや支援の体制を作る
ことが重要である。
このため、在宅介護支援センターや地域の多彩な協力団体が
参画し、認知症高齢者とその家族に対するきめ細かな対応と継
続的なアフターケアを行うための「認知症にやさしい地域づく
りネットワーク」を構築することを目的とする。

イ 実施主体

実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するもの
とする。この場合において、市町村は、在宅介護支援センタ
ー運営事業を実施する者に事業の全部又は一部を委託するこ
とができる。

ウ 事業内容

(ア) 運営委員会等ネットワーク体制の整備

① 運営委員会の設置

市町村は、保健福祉担当課、在宅介護支援センターのほ
か、地域の实情に応じて、市町村の関係課、保健所・保健セ
ンター、社会福祉協議会、保健福祉施設、医療機関、居宅介
護支援事業所、警察・消防、民生委員、家族会、住民自治組
織、郵便局、鉄道・バス・タクシー等の交通関係、ガソリン
スタンド、商店、報道機関など、地域の関係者の参加を求
め、ネットワークを作るための運営委員会等を設置するこ
と。

② 運営委員会の開催

運営委員会においては、次の「(イ) ネットワーク活動」
に示す事業を展開していくための具体的な検討を行うととも
に、ネットワークの見直しや拡大等を図るため、適宜、会議
を開催すること。

(イ) ネットワーク活動

① 地域住民への広報・啓発活動

家族や住民に対して認知症高齢者に関する正しい理解のた
めの広報・啓発を行うことにより、認知症にやさしい地域を
作る。

(例) ・ パンフレット等の作成・配布

・ 認知症高齢者等の家族に対する説明会、相談会の
開催

・ 一般住民向けの説明会、模擬訓練の開催等

② 徘徊高齢者の捜索活動への協力、保護・引き取りにおける

改正前(旧)

きめ細かな対応の実施
 徘徊等の行動障害のある高齢者の所在が不明となった場合には、警察との所要の連携の下で、早期発見への協力を行う。

また、痴呆性高齢者への正しい接し方(声かけ等)について熟知しておくとともに、ネットワークの中で、徘徊高齢者の発見から、保護・引き取りに至るまでの取り決めを行う。おおくなど、きめ細かな対応を行う。

③ 再発防止のためのフォローアップ対策
 徘徊等の行動障害の要因に家族が気付かないで徘徊等による所在不明が再発するケースも見られることから、在宅介護支援センター等を中心としたケースカンファレンスの開催などネットワークの点検・見直しなどを行う。

改正後(新)

きめ細かな対応の実施
 徘徊等の行動障害のある高齢者の所在が不明となった場合には、警察との所要の連携の下で、早期発見への協力を行う。

また、認知症高齢者への正しい接し方(声かけ等)について熟知しておくとともに、ネットワークの中で、徘徊高齢者の発見から、保護・引き取りに至るまでの取り決めを行う。おおくなど、きめ細かな対応を行う。

③ 再発防止のためのフォローアップ対策
 徘徊等の行動障害の要因に家族が気付かないで徘徊等による所在不明が再発するケースも見られることから、在宅介護支援センター等を中心としたケースカンファレンスの開催などネットワークの点検・見直しなどを行う。

(13) 認知症高齢者をかかえる家族に対する地域支援事業

ア 事業の趣旨

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、認知症に対する家族に対する支援体制を作ることが重要である。

このため、本事業は、身内が認知症になった初期の段階から、同じような経験を持つ地域の経験者が、交流集会や電話相談など、認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることにより、認知症高齢者の行動障害の緩和や認知症症状の進行を抑え、在宅生活を続けていくことができるよう、地域支援事業を実施することを目的とする。

イ 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ)とする。
 ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 交流集会(月1回程度)

認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とし、交流集会等を開催する。

(イ) 電話相談

改正前(旧)

(13) サービス事業者振興事業

ア 事業の趣旨
介護サービス事業者に対する研修等を通じて、制度の趣旨、良質な事業を展開するうえでの必要な各種情報を伝えるとともに、連絡協議会の開催等により事業者間の相互の連携を推進することにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備することを目的とする。

イ 実施主体
事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。事業の全部又は一部を在宅介護支援センター等、事業を適切に行うことができる団体に委託して実施することができる。

ウ 事業内容
① 介護サービス事業者に対する不適正事例等に関する研修
② 管内における効果的な情報提供体制（事業者団体の育成等）の構築
③ 介護サービスの利用状況等の調査・情報提供 等

(14) 福祉用具・住宅改修研修事業

ア 目的
本事業は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、福祉用具及び住宅改修に関する知識の付与を目的とした研修を行うことにより、利用者に対する適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成促進を図るとともに、福祉用具や住宅改修による導入効果等についてパンフレット等を作成し、情報提供することによって、介護保険の円滑な実施を図ることを目的とする。

改正後(新)

定期的に相互に電話相談、アドバイスを行い、家族を技術面・精神面から支援する。

(ウ) その他

- ・認知症の人のためのケアマネジメント普及事業
- ・認知症高齢者をかかえる家族の支援に資する事業

(14) サービス事業者振興事業

(同 左)

(15) 福祉用具・住宅改修研修事業

(同 左)

改正前(旧)

- イ 実施主体
事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
この場合において、市町村は、事業の全部又は一部を適當な団体に委託して実施できる。
- ウ 事業内容
（ア）介護支援専門員等研修事業
① 介護支援専門員、福祉用具専門相談員等を対象とする。
② 研修内容
実習を含めた福祉用具に関する知識や住宅改修工事に関する知識及び事業者との連携方法とする。
③ ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。
④ 費用負担
研究会開催費用のうち、教材代等については、受講者の実費負担とすることができる。
⑤ 講習課程の内容例（時間数や内容については、例を参考に独自に設定しても差し支えない。）

教科名	内容
最新の福祉用具に関する基礎知識（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の導入効果、選定等 最新福祉用具の操作方法 事業者との連携方法 福祉用具の安全な使用方法
住宅改修に関する基礎知識（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の位置付け・導入効果 福祉用具を活用するための住宅改修 事業者との連携方法 住宅改修の活用と安全性
住宅改修工事基礎知識（6時間）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費の見積もりに関する基礎知識 住宅改修に用いる床材等に関する基礎知識

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

福祉用具の活用に関する実習(6時間)	する基礎知識 ・設備工事に関する基礎知識 ・福祉用具の活用に関する実習
--------------------	---

- ⑤ その他の留意点
 事業の実施にあたっては、「介護支援専門員現任研修事業」との連携を図ること。
 (イ) 在宅介護支援センター職員等研修事業
- ① 受講対象者
 現に福祉用具・住宅改修に関する相談援助等に従事している在宅介護支援センター等の職員や作業療法士、理学療法士等を対象とする。
- ② 研修内容
 福祉用具・住宅改修に関する高度な知識、相談方法及び適合技術とする。
 ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは支えない。
- ③ 費用負担
 研修会開催費用のうち、教材代等については、受講者の実費負担とすることができる。
- ④ 講習課程の内容及び内容例(時間数や内容については、例を参考に独自に設定しても差し支えない。)

教科名	内容
最新の福祉用具と住宅改修に関する知識(5時間)	・最新の福祉用具の活用方法 ・住宅改修の最新事例 ・高齢者の住宅事情 ・福祉用具と住宅改修の活用に関する知識
福祉用具と住宅改修の活用に関する専門知識(6時間)	・日本の安全性に最適な福祉用具と住宅改修の組み合わせ ・困難事例に対する支援・指導方法
適合技術に関する実習(4時間)	・実践的、応用的な適合技術に関する実習

改正後(新)

(同左)

改正前(旧)

(ウ) 情報提供事業
介護支援専門員に対しては、福祉用具の使用及び住宅の改修による効果、また、福祉用具販売事業者、住宅改修を施行する事業者に対しては、介護保険の対象となる特定福祉用具又は住宅改修の範囲等に関する情報等を記載したパンフレット等を配布することにより情報提供を行う。

(15) 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業

ア 目的
本事業は、各市町村に設置されている在宅介護支援センター等福祉用具・住宅改修の拠点と位置付け、利用者への相談対応・情報提供、フィッティングなど、自立を支援するための福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、利用者に身近な場所でこれらの支援体制の整備・強化を図ることを目的とする。

イ 実施主体
市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。
市町村は、事業の全部又は一部を適当な団体に委託して実施することができる。
なお、市町村に替わって団体が実施する場合には、次の要件を満たす場合に、当該団体に助成することができ、
(ア) 福祉用具・住宅改修の相談援助等の活動支援を行うために設立された団体であること。

(イ) 当該事業の実施に当たっては、市町村が主体となって作成した事業計画に基づき行う事業であること。

ウ 事業者協議会の設置
(ア) 福祉用具製造事業者、福祉用具販売・貸与事業者、住宅改修事業者及び専門家等による事業者協議会を設置する。
(イ) 事業者協議会は、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等、関係機関と連携を取り、本事業の円滑な実施のため、必要な助言、援助を行うこととする。

(ウ) 事業者協議会委員については、本事業を的確に推進するために適切な人数とし、実務的な者を選定すること。

エ 事業内容
以下の事業のうち全部又は一部を選択し実施するものとする。

改正後(新)

(同 左)

(16) 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業
(同 左)

改正前(旧)

- (ア) 福祉用具・住宅改修関係専門家の登録及び活用
 ① 当事業に協力が可能な者について登録を行う。
 ② 上記①で登録した者を含め、福祉用具・住宅改修に関し専門的な知識を有する者を活用し、地域に密着したきめ細かい相談や出張による相談等を実施する。
 ③ なお、上記②の実施にあたっては、作業療法士、理学療法士、福祉用具・住宅改修に関する専門的な研修を修了した者、地域リハビリテーション広域支援センターの支援体制等の積極的な活用を留意されたい。
- (イ) フィットティング、福祉用具の紹介、購入取次、申込ができる場の提供
 ① 福祉用具製造事業者、福祉用具販売・貸与事業者、専門家等の協力により、福祉用具のフィットティング等に関する相談を行う。
 ② 上記①に加え、福祉用具の紹介、購入取次、申込ができる場を提供する。
 (ウ) 自助具工房の設置
 自助具工房を設置し、自助具・福祉用具等の作成及び修理等を実施し、また、福祉用具のフィットティング等の場を提供する。
 (エ) 福祉用具製造事業者等に利用情報等を還元できる体制の整備
 ① 寄せられた相談等から、福祉用具に関する苦情や改善に資する情報及び新たな福祉用具の開発に関する要望等を収集・整理する。
 ② 上記①の目的のため、福祉用具製造事業者や供給事業者等に会場を提供し、また、福祉用具の試用を実施させて差し支えない。
 ③ 集められた情報を整理し福祉用具製造事業者や供給事業者等に還元する。
 (オ) その他
 その他本事業の推進に資する事業について適宜行って差し支えない。

改正後(新)

(同 左)

改正前(旧)

改正後(新)

(17) 市町村介護予防給付ケアマネジメントモデル事業
ア 新予防給付ケアマネジメントモデル事業

(ア) 目的

平成18年度以降の予防給付にかかるケアマネジメント(以下「新予防給付ケアマネジメント」という。)の円滑な実施のためには、これまで以上に、利用者の生活状況を適切に把握するとともに、利用者の意欲を引き出し、支えるためのアセスメントの実施、利用者やサービス提供者等の関係者が利用者が目指す生活とそれを実現するための目標を共有し、そのために必要なサービスが提供できる介護予防サービス計画の作成が重要になる。

このため、アセスメント表及び介護予防サービス計画書の様式の暫定版(以下「暫定版アセスメント・ケアプラン様式等」という。)を用いて、アセスメントからケアプランの作成に至る過程を行い、その評価等を踏まえ、全国で共通のアセスメント表、介護予防サービス計画書等の様式を作成する。(併せて、新予防給付ケアマネジメントの実施における市町村・保健師・介護支援専門員等の役割分担・連携上の問題点や課題等を抽出することにより、新予防給付ケアマネジメントの円滑な実施に資することを目的とする。)

(イ) 実施主体

「平成17年度要介護認定モデル事業実施要綱」(平成17年4月1日老発第0401001号老健局長通知。以下「要介護認定モデル事業」という。)の要介護認定モデル事業(第一次)実施市町村を原則とする。ただし、要介護認定モデル事業(第一次)を実施していない市町村が本事業を行うことを妨げるものではない。

この場合において、平成18年度に地域包括支援センターを設置する予定である市町村は、地域包括支援センター設置予定機関の協力を得て実施する。

また、市町村は、(エ)①に記載する事業の内容の全部又は一部を市町村が適切と認める指定居宅介護支援事業所又は介護支援専門員に委託することができる。

(ウ) 事業内容

改正前(旧)

改正後(新)

本事業は、暫定版アセスメント・ケアプラン様式を使用し、アセスメントからケアプラン作成までのケアマネジメン
トの過程を行い、実施主体に設置された「新予防給付ケアマ
ネジメント評価委員会」において、モデル事業の運営管理や
暫定版アセスメント・ケアプラン様式、新予防給付ケアマ
ネジメントの過程等を検証・評価する。

① 対象者の選定

要介護認定モデル事業(第一次)実施市町村においては、
当該事業で要介護認定を行った結果、「要支援2」に区分さ
れた者から選定する。

要介護認定モデル事業(第一次)を実施していない市町村
においては、独自に要介護認定モデル事業で行う要介護認定
と同様の要介護認定を行う場合には、その結果「要支援2」
に区分された者から選定し、それ以外の市町村においては、
現在、「要支援」の認定を受けている者から選定する。

なお、選定件数の目安は、1市町村当たり概ね10～20
件程度とする。

また、本事業の対象となる者に対しては、事前に本事業の
趣旨を十分に説明し、同意書により、本モデル事業に協力す
ること及び要介護認定モデル事業で使用した要介護認定調査
書・主治医意見書を本事業に活用する旨の同意を得る必要が
ある。

② 新予防給付ケアマネジメン
ト評価委員会の設置

a 事業実施に当たっては、実施主体に、「新予防給付ケ
アマネジメン
ト評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を
設置する。評価委員会においては、

(a) モデル事業で作成された個々の居宅サービス計画の作
成過程において、模擬サービス担当者会議に参加し、ア
セスメントや居宅サービス計画の内容について、必要に
応じて指導、助言を行う

(b) モデル事業の評価(暫定版アセスメント・ケアプラン
様式の評価、問題点の抽出等)を行うこととなる。

b 評価委員会のメンバーは、保健・医療・福祉の関係
専門家等から構成され、保健師、介護支援専門員、社
会福祉士、市町村担当者を必須とする。

改正前(旧)

改正後(新)

なお、都道府県担当者についても、出席することが望ましい。

(エ) 暫定版アセスメント・ケアプラン様式を使用した新予防給付のケアマネジメントプロセスの実施

① (ウ) ①で選定された者に対して、第4回介護予防サービス評価研究会に報告された「暫定版アセスメント様式」及び「暫定版ケアプラン様式」等のシートを用い、介護支援専門員又は保健師がアセスメントを実施し、「第2表 居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書(2)」までの作成を行う。

② 模擬サービス担当者会議の開催

作成された居宅サービス計画原案等を基に、評価委員会が模擬サービス担当者会議を開催し、アセスメントの結果を踏まえ、居宅サービス計画原案の内容の確認、意見交換を行うとともに、暫定版アセスメント・ケアプラン様式等に対する評価を行う。

a メンバー

模擬サービス担当者会議に参加する者は、新予防給付ケアマネジメント評価委員、居宅サービス計画原案作成者、要介護認定モデル事業において主治医意見を記載した医師、モデル事業市町村担当者とする。

なお、本事業はモデル事業であることから本人・家族の出席は要しない。

b 使用する書類

利用者基本情報、アセスメント表、0表(新予防給付用)、1表「居宅サービス計画・介護予防サービス計画(1)」、2表「居宅サービス計画・介護予防サービス計画書(2)」、(要介護認定モデル事業(第一次)実施市町村及び独自に要介護認定モデル事業と同様の要介護認定を行った市町村においては、)主治医意見書及び認定調査票

(オ) 新予防給付ケアマネジメントの評価及びその結果について厚生労働省へ報告

評価委員会において、個々の模擬サービス担当者会議で行った評価を基に、暫定版アセスメント・ケアプラン様式等の

改正前(旧)

改正後(新)

新予防ケアマネジメントに係る評価を行い、別紙1「モデル事業実施評価報告書」により、都道府県を通じて厚生労働省へ報告する。

(カ) モデル事業実施期間

8月1日～8月31日の1か月間とする。ただし、モデル事業の実施準備が整った市町村から順次、事業を開始して差し支えない。

(キ) 事業実施に当たったの留意点

本事業を円滑に実施するため、本事業に係る研修会を別途開催する。

イ 地域支援事業（介護予防ケアマネジメント等）モデル事業

(ア) 目的

平成18年度から実施する「総合的な介護予防システム」の円滑な導入のため、介護予防ケアマネジメント等を試行的に実施することにより、課題等の検証を行い、実施体制の構築等に資することを目的とする。

(イ) 実施主体

実施主体は市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、事業を適切に実施できる者に事業の全部又は一部を委託できるものとする。

(ウ) 事業内容

地域包括支援センターの職員に対する研修において使用した介護予防ケアマネジメントのマニュアル等をもとに、介護予防ケアマネジメントの試行的実施又は介護予防ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスの提供までの一連の流れを試行的に実施し、実施上の課題等を把握する。

(エ) 事業実施に当たったの留意点

原則として、地域包括支援センターの職員に対する研修を受講した保健師等をはじめ、他職種の連携のもと実施するものとする。

改正前(旧)

2 都道府県・指定都市事業

改正後(新)

2 都道府県・指定都市事業

(1) 介護予防従事者等研修事業(地域包括支援センター職員等研修事業)

ア 事業の趣旨

本事業は、地域包括支援センターの職員となる者に対し、地域包括支援センターから指定介護予防支援の一部を受託することとなる指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、予防給付のケアマネジメントに関する研修を行うことにより、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア及び介護予防を推進し、もって地域で暮らす高齢者が自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 地域包括支援センター職員研修

① 研修の目的

地域包括支援センターの職員となる予定の社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が、地域包括支援センターの意義・役割、各専門職の者が主として行う業務、他の専門職種との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図り、もって地域包括支援センターの適切な運営を確保することを目的とする。

② 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とし、その事業を「地域包括ケア・介護予防研修センター」(以下「研修センター」という。)に委託して実施するものとする。

③ 研修対象者

市町村において地域包括支援センターに勤務する予定の者とする。

④ 研修内容

研修の内容は、研修修了者が地域包括支援センターにおいて、それぞれの専門職種の業務の円滑な実施に資するものとする。

⑤ 受講手続等

受講の手続等については、研修センターの定める研修要綱に基づき行う。